

# 求人情報掲載費用等

令和6年7月版

助成事業補助金

北斗市では人手不足を解消するために、求人情報サイトやメディア、チラシなどを利用して求人募集を行う北斗市内の事業所に対して、掲載料や配布に係る経費などの一部を助成しています。

**ぜひご活用ください!!**

## 対象となる方

北斗市に事業所を有する法人若しくは個人事業主

※ 主な対象要件は左記のとおりです。要件の詳細については、HPでご確認ください。

## 対象となる雇用条件

雇用条件で次の2つを満たしている必要があります。

- ① 北斗市内で勤務すること。
- ② 次のいずれにも該当する形態で雇用すること。
  - ア 期間の定めのない雇用契約又は4ヵ月を超える雇用期間が定められている雇用契約
  - イ 雇用保険の一般被保険者、高年齢被保険者又は短期雇用特例被保険者として雇用すること。

## 対象となる経費

### 対象経費となる求人活動

(A)	求人サイト・求人情報誌の求人情報発信に要する経費
(B)	テレビ、ラジオ、新聞への掲載に係る経費
(C)	求人活動に使用するチラシ等の作成及び印刷、配布に要する経費

- (A) については、公益社団法人全国求人情報協会の正会員が運営する媒体のみを対象とします。
- 当該申請年度の2月末日までに掲載やチラシの【作成】【印刷】【配布】を完了するものに限りです。
- 表の(A)から(C)の経費を合わせて申請することができます。
- 申請は1年度に1度限りです。

## 補助金額

対象経費の2分の1（上限20万円）

申請についての詳細は、裏面をご覧ください。



# 申請から補助金交付までの流れ

## ① 求人活動の計画

インターネットや求人情報誌を利用する場合は、公益社団法人全国求人情報協会の正会員が運営する媒体である必要があります。必ず全国求人情報協会ホームページで媒体の確認を行ってください。

**補助金の交付決定を受ける前に開始した求人活動は、事前着手となり、補助対象外となります。**

## ② 申請書の提出

以下の書類を水産商工労働課に提出してください。

- ❑ 北斗市求人情報掲載費用等助成事業補助金交付申請書誓約書
- ❑ 対象経費がわかる見積書及び内訳書の写し
- ❑ 利用する媒体等の内容がわかる資料又は掲載若しくは作成予定のデザイン図等
- ❑ その他市長が必要と認める書類

## ③ 補助金の交付決定

北斗市求人情報掲載費用等助成事業補助金交付決定通知書を郵送します。

## ④ 求人活動の開始

交付決定日（交付決定通知書の日付）以降に開始してください。

## ⑤ 求人活動の完了

当該申請年度の2月末日までに完了させてください。

## ⑥ 実績報告書兼請求書の提出

求人活動完了から30日以内または当該申請年度末日のいずれか早い日までに、以下の書類を水産商工労働課に提出してください。

- ❑ 北斗市求人情報掲載費用等助成事業補助金実績報告書兼請求書
- ❑ 求人情報を掲載又は作成したことが確認できるものの写し
- ❑ 求人情報を掲載又は作成した経費の領収書（内訳のわかるもの）の写し
- ❑ 金融機関名、支店名、店番号、預金の種別、口座番号、口座名義（カタカナの名義含む）が確認できる通帳の写し
- ❑ その他市長が必要と認める書類

## ⑦ 補助金の交付

実績報告書兼請求書に記入された振込先に入金します。

提出された証拠書類等について、不審な点がみられる場合、調査を行なうことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、給付額の一部または全額返還の措置を講じます。



経済部水産商工労働課

〒049-0192

北斗市中央1丁目3番10号

☎0138-73-3111

北斗市求人情報掲載費用等助成事業補助金の詳細については、北斗市HPをご覧ください。



<https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/14160.html>